

聖籠町告示第24号

聖籠町生活支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定に基づき、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とする生活支援体制整備事業（以下「整備事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 整備事業の実施主体は、聖籠町とする。ただし、当該事業の全部又は一部について、適切に実施することができると認められる者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 町長は、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

(2) 生活支援体制整備推進協議体（以下「協議体」という。）の設置及び運営

(コーディネーター)

第4条 地域における高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進するため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能をする者をコーディネーターとして、配置する。

2 コーディネーターは、多様な主体による多様な取組の調整及び地域におけ

る一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域のニーズ及び資源の状況の見える化並びに問題提起
- (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- (3) 関係者のネットワーク化（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど）
- (4) 目指す地域の姿、方針の共有及び意識の統一
- (5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- (6) ニーズとサービスのマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなど）

3 コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

（協議体）

第5条 生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、定期的な情報共有及び連携強化の場を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進するため、協議体を設置する。

（協議体の役割）

第6条 協議体は次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) コーディネーターの組織的な補完
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）
- (3) 企画、立案及び方針策定（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む）
- (4) 地域づくりにおける意識の統一
- (5) 情報交換及び働きかけ
- (6) その他生活支援等サービスの体制整備に関して、協議体が必要と認める事項についての検討、協議及び調整

(協議体の構成団体)

第7条 協議体は次に掲げる者で構成する。ただし、地域の実情、ニーズに応じて、さらに必要な者の参画を求めることができる。

- (1) 地縁組織、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業を行う団体又は個人
- (2) コーディネーター
- (3) 地域包括支援センターの職員
- (4) 行政機関担当者
- (5) その他町長が必要と認める団体の代表者又は個人

(個人情報保護)

第8条 コーディネーター及びその他事業に関係した者は、聖籠町個人情報保護条例(平成16年聖籠町条例第3号)の規定に従い、正当な理由なく、その事業の実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議体の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、コーディネーターの活動及び協議体の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。